

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌  
令和8年2月号（毎月発行・通算第235号）  
責任者 広報広聴対策官室  
Tel 048-600-1324

政策広報  
関東地方整備局  
第235号

関東の窓

◆ 目次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. “令和8年度 官民連携基盤整備推進調査費 第1回案件募集” ～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～
2. 第4回 利根川水系における治水計画関係都県会議の開催について
3. 防災道の駅「しもつけ」に防災用コンテナ型トイレを設置 ～広域的な防災拠点としての役割を強化～
4. 東扇島地区基幹的広域防災拠点で防災訓練を実施します
5. 第17回関東防災連絡会 開催のお知らせ ～関東地域の防災関係機関58機関が連携を図ります～
6. 意見交換会を開催します ～（一社）全国土木施工管理技士会連合会（関東ブロック）との意見交換会～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 令和11年度に向けた「第三次・全国統一指標（令和7年度～）」の目標値等を決定～公共工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を定めました～
2. 大規模な土地取引の際の届出事項に法人代表者の国籍等を追加 「国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令」を公布
3. 建設分野でのフィジカルAI活用にむけてピッチイベントを開催します～更なる省人化・安全性向上・維持管理の高度化を実現するフィジカルAIの開発・導入の促進～
4. 地方公共団体による先導的な官民連携事業の導入を支援します！～令和8年度「先導的官民連携支援事業」の募集開始～
5. 東京・福岡・札幌・仙台で横浜グリーンエキスポをPR！～「大阪・関西万博 メモリアルキャラバン 未来につなぐ万博展」へ出展～
6. みなと緑地PPPガイドラインを策定しました～地方自治体による制度活用に向けた取組を後押しします～
7. 景観・歴史まちづくりポータルサイト公開！～分かりやすい情報発信で景観・歴史・文化資源の積極活用を図ります～



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. “令和8年度 官民連携基盤整備推進調査費 第1回案件募集” ～民間と地方公共団体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～

企画部

国土交通省では、官民が連携して策定する地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、令和8年2月10日から、令和8年度支援対象案件の第1回募集を開始します。  
これに伴い、関東地方整備局においても公募要領に基づく事前調整の受付を開始します。

- ・官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業  
民間事業活動と一体的に実施する基盤整備の事業化検討について、地方公共団体に対して、調査費補助を行っています。(補助率：1/2以内)
- ・募集期間  
令和8年2月10日(火)～3月6日(金)
- ・その他  
公募要領、応募様式などの詳細については、参考資料をご確認ください。  
添付資料：官民連携基盤整備推進調査費の制度概要  
参考資料：国土交通省国土政策局地方政策課プレスリリース

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_03103.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03103.pdf)

### 2. 第4回 利根川水系における治水計画関係都県会議の開催について

河川部  
利根川上流河川事務所  
利根川下流河川事務所  
江戸川河川事務所  
高崎河川国道事務所  
利根川ダム統管理事務所

国土交通省関東地方整備局では、利根川水系における治水計画検討を進めるにあたり、「利根川水系における治水計画関係都県会議」を開催しますので、お知らせいたします。

#### 1. 開催日時

令和8年2月17日(火) 15:00～

#### 2. 開催場所

さいたま新都心合同庁舎2号館16階 河川会議室

住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

開催場所の最寄り駅：JR さいたま新都心駅から徒歩約5分、

JR 北与野駅から徒歩約7分

#### 3. 議事(予定)

八斗島下流域における河道改修について

#### 4. 公開等

会議は公開で行います。

カメラ撮り等は、冒頭部分のみ可能です。

取材に関する詳細は、別紙1、別紙2をご覧ください。

報道機関以外の方で傍聴を希望される方は、別紙3をご覧ください。

会議での配布資料等は、関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_03106.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03106.pdf)

### 3. 防災道の駅「しもつけ」に防災用コンテナ型トイレを設置 ～広域的な防災拠点としての役割を強化～

宇都宮国道事務所

令和7年5月14日に「防災道の駅」として追加選定された道の駅「しもつけ」に、防災用コンテナ型トイレを設置します。

この防災用コンテナ型トイレは、災害時に移動して活用ができる水循環式を採用した自己完結型水洗トイレで、防災道の駅としての広域的な災害支援機能の強化を図ります。

令和6年能登半島地震では防災用コンテナ型トイレが、防災道の駅「うきは」（福岡県うきは市）から、被災地にある道の駅「あなみず」（石川県穴水町）に派遣され活用されました。

このたび、能登半島地震において有用性が確認された防災用コンテナ型トイレを、防災道の駅に指定されている道の駅「しもつけ」に配備します。

■設置場所：道の駅「しもつけ」（栃木県下野市薬師寺 3720-1）

■運用開始：令和8年2月13日（金）10：00から

■防災用コンテナ型トイレの概要

- 本トイレは、平常時は道の駅「しもつけ」で活用し、災害時には被災地に派遣して活用が可能な防災対応型です。
- 浄化処理システムにより、運用時に給水を行えば、上下水道の接続が不要。また、太陽光発電・蓄電池等の電源機能も有しており、完全自己完結型トイレとして、使用することが可能です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_03111.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03111.pdf)

### 4. 東扇島地区基幹的広域防災拠点で防災訓練を実施します

港湾空港部

関東地方整備局では、川崎市東扇島において「首都直下地震等を想定した東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）における管理運営訓練（机上訓練）及びヘリコプター夜間離着陸訓練」を実施します。

1. 訓練日時：令和8年2月27日（金）13：00～18：45

2. 訓練会場：首都圏臨海防災センター・川崎市川崎区東扇島東公園

(東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(東扇島地区))

神奈川県川崎市川崎区東扇島 58-15

3. 参加機関：川崎市(港湾局、消防局)、横浜市(消防局)、神奈川県警察、海上自衛隊、第三管区海上保安本部、(一社)日本埋立浚渫協会、川崎港運協会、関東運輸局、関東地方整備局
4. 訓練内容：別紙1、2をご覧ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_03121.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03121.pdf)

## 5. 第17回関東防災連絡会 開催のお知らせ ～関東地域の防災関係機関58機関が連携を図ります～

関東地方整備局防災室

関東運輸局

関東防災連絡会は、首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害が発生した際に、防災関係機関による災害対応を効果的に推進することを目的として、平成23年10月27日に設立されました。

国の管区機関、交通・ライフライン事業者(団体)等の58機関で構成する関東防災連絡会を以下のとおり開催します。

1. 日時 令和8年2月26日(木) 13:15から14:45
  2. 議事 別紙1のとおり
  3. 場所 さいたま新都心合同庁舎 2号館 14階 災害対策本部室
- ※取材は、冒頭から開会挨拶までとさせていただきます。(会議は非公開です。)

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_03125.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03125.pdf)

## 6. 意見交換会を開催します ～(一社)全国土木施工管理技士会連合会(関東ブロック)との意見交換会～

企画部

関東地方整備局と一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会(関東ブロック)との意見交換会を以下のとおり開催します。

### 《実施概要》

- 1) 日時 令和8年2月24日(火) 16:00～17:30
- 2) 場所 さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階 共用中研修室5B  
(埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1)
- 3) 出席予定者 (一社)全国土木施工管理技士会連合会  
関東ブロック技士会連合会  
関東地方整備局
- 4) 意見交換会テーマ  
1. 発注前精査・品質確保の抜本強化

2. 建設現場の季節制約に対応した工期・歩掛・費用補正の制度化
  3. 技術者の確保・育成に向けた評価制度・処遇体系の総合改革
  4. 書類・会議の省力化とデジタル運用の徹底
  5. 価格調査の適正化による持続的施工環境の確立
- 5) 当日の取材について  
会議は、マスコミ関係者に公開で開催します。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha\\_03129.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_03129.pdf)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 令和11年度に向けた「第三次・全国統一指標（令和7年度～）」の目標値等を決定～公共工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を定めました～

改正品確法の理念を現場で実現するため、令和7年6月に国土交通省において「第三次・全国統一指標」を決定したところですが、今般、全国の地域ブロック発注者協議会において、指標の基準値・目標値を決定しました。

将来にわたる公共工事の品質確保、持続可能な建設業等を実現するため、令和6年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和7年2月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を関係省庁申合せにより行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事等の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者等の責務を果たしていくこととしています。

改正品確法の理念を実現するため、令和7年6月に国土交通省において「第三次・全国統一指標」を決定したところですが、今般、全国の地域ブロック発注者協議会において、これまで取り組んできた「新・全国統一指標」の結果も踏まえ、第三次・全国統一指標の基準値及び目標値を決定しました。

引き続き毎年フォローアップしていくとともに、令和11年度の目標値の達成に向け、公共発注者が一丸となって公共工事や業務に関する品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

記

#### <第三次・全国統一指標の狙い>

##### ◆工事

#### [1]地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）

これまでの閑散期の改善に加え、繁忙期の数値も確認することで、年間通じた改善に取り組む

#### [2]週休2日の達成状況（休日の確保）

これまでの取組により、多くの工事で週休2日対象工事として公告しており、今後は実際に週休2日を達成できたかの確認を行う

#### [3]低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

設定している県域も多いが、県域によって差があったことから、引き続き確認を行う

##### ◆測量、調査及び設計（業務）

#### [1]地域平準化率（履行期限の分散）

改善傾向ではあるが、これまでの取組で目標を達成出来なかった地域ブロック・県域が多く、引き続き確認を行う

#### [2]低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

設定している県域も多いが、県域によって差があったことから、引き続き確認を行う

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_001285.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001285.html)

## 2. 大規模な土地取引の際の届出事項に法人代表者の国籍等を追加 「国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令」を公布

本日、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を公布しました。  
本省令は、大規模な土地の権利を法人が取得した場合に必要な国土利用計画法の届出について、当該法人の代表者の国籍等を届出事項に追加するものです。4月1日の施行を予定しています。

- 大規模な土地取引を行った際には、国土利用計画法第23条第1項に基づき、権利取得者が土地の利用目的等を届け出る必要があります。
- 昨年の省令改正（令和7年4月1日公布、7月1日施行）により、大規模な土地の権利取得者が個人の場合にはその国籍等が、法人の場合にはその設立準拠国が届出事項として追加されました。
- 今般、法人が権利取得者となる場合の届出事項に以下を追加します。
  - [1]代表者の国籍等
  - [2]同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占めるものである場合 当該国籍等
  - [3]同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占めるものである場合 当該国籍等
- これにより、権利取得者となる法人の意思決定を左右しうる国があればその旨を把握し、より実効性ある利用目的の審査等ができるようになります。
- 本省令は、令和8年4月1日の施行を予定しています。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo02\\_hh\\_000001\\_00106.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00106.html)

## 3. 建設分野でのフィジカルAI活用にむけてピッチイベントを開催します～更なる省人化・安全性向上・維持管理の高度化を実現するフィジカルAIの開発・導入の促進～

国土交通省では、建設現場の省人化を進めるため、「i-Construction 2.0」を推進し、また、政府では、AIロボティクス戦略の策定に向けた検討を進めています。今般、更なる省人化、安全性向上、維持管理の高度化の実現に向けて、フィジカルAIの活用を検討して参ります。

まずは、多様な分野の企業・機関が集うピッチイベントを開催し、各種の技術シーズと現場ニーズを共有し、フィジカルAI活用の方向性、開発・導入や実行体制に係る方策を検討します。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

【イベントの概要】

目 的：建設分野のフィジカル AI 活用検討（シーズ及びニーズの共有、ディスカッション）

日 時：令和 8 年 3 月 17 日 14～17 時（予定）

（一次申込締切：令和 8 年 2 月 16 日、最終申込締切：令和 8 年 2 月 27 日）

場 所：機械振興会館 地下 3 階 研修－2 会議室（東京都港区芝公園 3－5－8）  
対面およびオンライン（Teams）

参加費：無料（事前登録制）

対象者：建設分野におけるフィジカル AI 活用に係る技術シーズまたは現場ニーズを有する者（建設、AI、ロボティクスに係る企業、機関、大学、研究者等）

※イベントの詳細、お申し込み方法等については、別紙を御参照ください。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_001290.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001290.html)

#### 4. 地方公共団体による先導的な官民連携事業の導入を支援します！～令和 8 年度「先導的な官民連携支援事業」の募集開始～

地方公共団体の財政状況や業務体制が厳しさを増す中、将来のまちづくり・地域づくりの姿に即したインフラストックの形成や複数・広域・他分野のインフラ管理、民間事業者の創意工夫を活かした廃校等の空き施設の PPP・PFI 事業など、官民連携事業を通じて地域のインフラ管理や地域課題に取り組む具体的な案件の形成等を推進しています。

今般、地方公共団体が実施する先導的な官民連携事業の導入可能性調査を支援する「先導的な官民連携支援事業」について案件の募集を行います。

##### 1. 募集内容

- ① 持続可能なインフラマネジメントの実現
- ② スマートコンセッションの推進
- ③ 「PPP/PFI 推進アクションプラン」に沿った取組や、地域性を考慮した独自性の高い取組に係る先導的な官民連携事業<sup>※</sup>を実施しようとする地方公共団体等に対し、次の（イ）又は（ロ）に要する調査委託費を助成します。（詳細は別紙又は募集要領を参照）

（イ） 事業手法検討：官民連携事業の導入や実施に向けた検討

（ロ） 情報整備等：官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等

※「先導的な官民連携事業」

- ・事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等に先導性・モデル性があるもの
- ・地方公共団体におけるノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方に先導性・モデル性があるもの 等
- ・

なお、本募集は令和 8 年度予算によるものであり、令和 8 年度予算成立等が事業実施の条件となります。

##### 2. 募集期間

令和 8 年 2 月 10 日（火） ～ 3 月 3 日（火）17:00

### 3. 応募方法

指定の様式に必要な事項を記載の上、下記【問合せ先】メールアドレスまでご提出ください。

※募集要領、応募様式など詳細については、以下の URL をご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei\\_kanminrenkei\\_fr1\\_000066.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21\\_hh\\_000292.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000292.html)

## 5. 東京・福岡・札幌・仙台で横浜グリーンエキスポをPR！～「大阪・関西万博メモリアルキャラバン 未来につなぐ万博展」へ出展～

横浜グリーンエキスポ（GREEN×EXPO 2027）は、本日開幕 400 日前となります。

国土交通省は、2月19日（木）から東京を皮切りに、福岡・札幌・仙台の4都市にて開催される「大阪・関西万博メモリアルキャラバン 未来につなぐ万博展」に協力し、GREEN×EXPO 協会、農林水産省と共同でPRブースを出展！公式マスコットキャラクター「トウクトウク」が「ミヤクミヤク」とともにグリーティングを行い、各会場を盛り上げます！（※グリーティングの事前申し込みは既に終了しています）。

#### 【横浜グリーンエキスポ PR ブースについて】



ブースでは、自動車用の特別仕様ナンバープレートの実物掲出をはじめ、紹介映像の放映やパンフレット、「Blooming RING」の配布など、2027年3月19日に開幕を迎える横浜グリーンエキスポの魅力を紹介します。

○GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレート

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber\\_expo2027/](https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_expo2027/)

#### 【大阪・関西万博メモリアルキャラバン 未来につなぐ万博展 概要】

主催：内閣官房国際博覧会推進本部事務局

共催：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会/経済産業省

協力：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会/農林水産省/国土交通省/西日本旅客鉄道株式会社

詳細：<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20260202-02/>

東京会場	日時：2月19日（木）～2月22日（日） 11:00～18:00
	場所：丸ビル 1階マルキューブ・3階回廊 （東京都千代田区丸の内2丁目4-1）
福岡会場	日時：2月28日（土）～3月1日（日） 10:00～18:00
	場所：イオンモール福岡メインプラザ・メインプラザ入口等 （福岡県糟屋郡粕屋町酒殿字老ノ木192-1）
札幌会場	日時：3月7日（土）～3月8日（日） 10:00～18:00
	場所：サッポロファクトリー アトリウム （北海道札幌市中央区北2条東4丁目）

仙台会場	日時：3月14日(土)～3月15日(日) 10:00～18:00
	場所：AER（アエル）1階アトリウム・2階アトリウム （宮城県仙台市青葉区中央1丁目3-1）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/gex\\_20260212.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/gex_20260212.html)

## 6. みなと緑地PPPガイドラインを策定しました～地方自治体による制度活用に向けた取組を後押しします～

官民連携によるみなとの賑わい空間の創出を促進するため、令和4年12月に創設した「みなと緑地 PPP」の活用に向けた取組の一環として、「みなと緑地 PPP ガイドライン」を策定しました。

- 港湾局では、港湾緑地等において、港湾環境整備計画に基づき、カフェ等の収益施設の整備を行うとともに、収益の一部を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の長期貸付けを可能とする「みなと緑地 PPP」の取組を進めています。
- 今般、初めて「みなと緑地 PPP」に携わる方でも実務に活用できるよう、港湾管理者をはじめとした地方自治体や民間事業者を対象に、用語集、制度の概要や特徴、具体的な手続きや留意点、関連する支援制度や事例紹介などをまとめたガイドラインを策定しました。
- ガイドライン策定にあたっては、有識者で構成するワーキンググループ（WG）※による、官民のリスク分担の考え方や、維持管理などの公共還元や賃料の考え方、事業者公募の考え方など、さまざまな議論を踏まえ、実務経験者にとって有用な内容となるように配慮しました。
- 今後も事例の蓄積や新たな知見を収集し、適宜見直しを行ってまいります。

※港湾緑地等における官民連携手法の導入促進に向けたガイドライン（案）WG  
委員（敬称略）

座長：秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学系研究科教授
委員：矢部 智仁	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻客員教授
	合同会社 RPC（RRP LLC.）代表
二本松 裕子	弁護士（森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業）
片桐 亮	合同会社デロイト トーマツ パートナー

みなと緑地 PPP ガイドラインは以下からご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk4\\_000073.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000073.html)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/port04\\_hh\\_000550.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000550.html)

## 7. 景観・歴史まちづくりポータルサイト公開！～分かりやすい情報発信で景観・歴史・文化資源の積極活用を図ります～

景観・歴史・文化資源を積極活用するまちづくりの取組を広げていくため、景観・歴史まちづくりに取り組もうとする団体・住民・事業者や行政職員など幅広い方々に向けて、役立つ情報を分かりやすく掲載したポータルサイトを公開します。

国土交通省では、都市の魅力を高め、人や投資を呼び込んでいくため、まちづくりにおける景観・歴史・文化資源の積極活用を進めています。これを一層促進するため、まちづくりに関わる団体や地域住民、民間企業、行政職員を対象として、景観・歴史まちづくりへの興味・関心・理解を高め、取組の裾野の拡大や質の向上につなげることを目的としてポータルサイト「景観・歴史まちづくりポータル」を公開します。

当ポータルでは、景観・歴史資源を守り育むうえで、様々な主体によるまちづくりへの積極的な参加が地域の魅力向上につながることを発信するほか、景観・歴史まちづくりが生む定量的な価値などの効果、その他まちづくりに役立つ情報を分かりやすく掲載します。

今後も順次更新を重ね、各地域における景観・歴史・文化資源の積極活用を支援してまいります。

○景観・歴史まちづくりポータル <https://www.mlit.go.jp/keireki/>

#### <主な掲載コンテンツ>

- ・景観・歴史まちづくりの取組紹介動画（犬山市、国見町、長崎市）
- ・まちづくりの効果（傾向スコアマッチング手法を用いた価値の見える化）
- ・FAQ（景観・歴まち行政のよくある質問とその回答）

#### <今春追加予定のコンテンツ>

- ・景観・歴史まちづくりの取組紹介動画（沼田市、盛岡市）
- ・景観・歴史まちづくりの先行事例
- ・まちづくりを進めるヒント（景観・歴史まちづくりの手引き）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03\\_hh\\_000203.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000203.html)